

○宇部市農地等災害復旧事業等補助金交付規則

昭和四十年七月二十日

規則第十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「法」という。）の規定に基づいて行う小額災害復旧事業に係る補助について必要な事項を定めるものとする。

(昭五九規則一九・平一六規則四四・一部改正)

(用語の意義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農地 法第二条第一項に規定する農地をいう。
- 二 農業用施設 法第二条第一項に規定する農業用施設をいう。
- 三 小額災害復旧事業 法第二条第六項に規定する事業のうち、一箇所の事業費が十三万円以上四十万円未満のものをいう。

(昭五九規則一九・平一一規則二八・平一六規則四四・一部改正)

(補助)

第三条 市は、毎年度予算の範囲内で、市長が適当と認める者（以下「事業主体」という。）が行う農地及び農業用施設に係る小額災害復旧事業に要する経費につき、事業主体に対し補助し、又は補助金を交付する。

(昭五九規則一九・平一一規則二八・平一六規則四四・一部改正)

(補助率)

第四条 前条の経費に対する補助率は、農地に係るものにあつては五十パーセント以内とし、農業用施設に係るものにあつては七十パーセント以内とする。

(昭五九規則一九・平一六規則四四・一部改正)

(調査申請書)

第五条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、調査申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の調査申請書の提出があつた場合において、その内容を審査の上、事業費を決定したときは、その旨を当該申請書を提出した事業主体に通知する。

(昭五九規則一九・平一一規則二八・一部改正)

(補助金交付申請書)

第六条 前条の規定による通知を受けた事業主体は、小額災害復旧事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に事業計画書その他市長が認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平一六規則四四・一部改正)

(補助金の交付指令)

第七条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の額を決定し、その旨を当該申請書を提出した事業主体に通知する。

(昭五九規則一九・平一一規則二八・一部改正)

(工事の着手届及び完了届)

第八条 前条の通知を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の通知に係る小額災害復旧事業の工事（以下「工事」という。）に着手したときは着手届を、工事を完了したときは完了届を市長に提出しなければならない。

(平一一規則二八・一部改正)

(補助金の請求書)

第九条 補助事業者は、工事を完了したときは、工事の完了した日から起算して三十日を経過した日又は第七条の通知があつた年度の翌年度の四月五日のいずれか早い期日までに、補助金請求書に実績報告書及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平一一規則二八・一部改正)

(補助金の交付)

第十条 市長は、前条の書類の提出があつた場合において、その内容の審査及び工事の検査の結果、適当であると認めるときは、補助事業者に補助金を交付する。

(平一一規則二八・一部改正)

(関係書類の整備)

第十一条 補助事業者は、工事に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

(平一一規則二八・一部改正)

(報告、検査等)

第十二条 市長は、工事を適正に実施させるため、補助事業者に対し報告を求め、前条の帳簿その他の関係書類若しくは工事の施行状況を検査し、又は必要な指示をすることができ

る。

(昭五九規則一九・平一一規則二八・一部改正)

(補助金の交付の決定の取消し等)

第十三条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この規則に違反したとき。
- 二 補助金の交付に関して付された条件に違反したとき。
- 三 工事の施行方法が不適當であると認められるとき。
- 四 支出額が予算額に比して著しく減少したとき。

(昭五九規則一九・平一一規則二八・一部改正)

(申請書等の様式)

第十四条 この規則における申請書その他の書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年四月一日規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、この規則の施行の日以後に行なう小額災害復旧事業に要する経費に係る補助金について適用する。

附 則 (昭和五十九年八月二十八日規則第十九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び第四条の規定は、昭和五十九年八月二十一日から適用する。

附 則 (平成十一年八月二十日規則第二十八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条第二号の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則 (平成十六年十月二十九日規則第四十四号)

この規則は、公布の日から施行する。